

認定こども園（保育所部門）を利用するみなさまへ



大崎市民生部子育て支援課

利用者負担額の通知について

令和8年4月～8月分の保育料については、父母の令和7年度市民税（令和6年中所得）、令和8年9月～令和9年3月分の保育料については、父母の令和8年度市民税（令和7年中所得）の所得割額課税状況に基づいての決定となります。

保育料の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告が無い等、市民税の課税額が確認できない場合は、税額等確定するまでの間、最高階層（D8）にて保育料を認定し、変更については確定申告の実施等により税額の資料を確認した月の翌月分より適用します。

※保育料算定にあたり、国基準に基づき調整控除以外の控除（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金控除等）は適用せず算定しています。

※保育料における3歳未満児および3歳以上児の判断は、**4月1日時点の年齢**で行います。

保育所保育料基準額表（月額）

階層	定 義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯		0円	無償	0円	無償
B	市民税所得割非課税世帯		0円		0円	
C	市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	16,000円		15,000円	
D1		48,600円 64,999円	18,000円		17,000円	
D2		65,000円 80,999円	21,000円		20,000円	
D3		81,000円 96,999円	24,000円		23,000円	
D4		97,000円 132,999円	30,000円		29,000円	
D5		133,000円 168,999円	35,000円		34,000円	
D6		169,000円 300,999円	40,000円		39,000円	
D7		301,000円 396,999円	45,000円		44,000円	
D8		397,000円以上	50,000円		49,000円	

兄弟軽減 所得割 57,700円未満の世帯は、多子軽減の兄弟は年齢制限なし。

所得割 57,700円以上の世帯は、多子軽減の兄弟は未就学児のみ。

第2子：基準額の1/2 第3子：0円

ひとり親等の世帯の軽減 C階層：7,000円～7,500円

所得割 77,100円以下の母子等世帯は、第1子：8,500円～9,000円、

第2子以降無料。多子軽減の兄弟の年齢制限なし。

なお、認定こども園に入園している場合、保育料、延長保育料は各施設に納入することになります。

〒989-6188 大崎市古川七日町 1-1
大崎市民生部子育て支援課子ども保育担当
TEL：0229-23-6040
FAX：0229-24-2112

○教育・保育給付認定について

幼稚園・保育所・地域型保育施設などの教育・保育サービスを受けるために、市町村の認定を受ける必要があります。認定証はご自宅にて保管願います。認定区分については以下のとおりです。

1号認定	3歳以上の教育を希望する子ども（幼稚園利用希望者）
2号認定	3歳以上の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）
3号認定	3歳未満の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）

さらに、保育施設利用の2号認定・3号認定児童については、保護者の就労状況等により、以下の保育時間に認定されます。ただし、実際の利用は就労時間等に合わせた時間となります。

保育標準時間認定	保育必要理由	120時間/月以上の就労、妊娠出産、病気療養等
	通常保育時間	7:00～18:00
保育短時間認定	保育必要理由	64時間/月以上の就労、求職活動、育児休暇等
	通常保育時間	8:00～16:00

○認定変更について

保育施設を利用するにあたっては、家庭で保育できない状態が続いていることが必要であり、認定内容に変更があった場合には届出が必要です。（各届出に必要な書類は園又は子育て支援課にあります。）なお、状況変更に伴い保育認定や保育料が変更になる際には原則、変更事由発生日が属する月の翌月から適用（変更事由発生日までに提出が間に合わなかった場合は提出日が属する月の翌月から適用）となります。また、虚偽の届出をした場合には認定を取り消す場合があります。

《届出が必要な主な事例》

◇就職・転職（勤務条件変更含む）・退職等により保育必要理由に変更があったとき

※父母のいずれかが求職中や就労状況が証明できない場合は、保育認定期間及び入所承諾期間が3か月となり、求職中の状況が続けば期間満了をもって退所となる場合があります。

◇妊娠・出産や育児休業取得等により保育を必要とする理由に変更があったとき

◇婚姻・離婚・死亡等により世帯状況（保護者状況）に変更があったとき

◇修正申告等により住民税が変更となることで保育料等が変更となるとき

◇住所変更・転出するとき

等

○2号・3号認定の切り替えについて

年度途中に3歳になる子どもについては、誕生日2日前までが3号認定、誕生日の前日より2号認定となります。認定証を改めて交付しますので、申請の必要はありません。